

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十七年 四月 一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 六一
(人事課) 六

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 一七
(同) 二六

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第百五十八条に規定する現地機関」を「第三十九条に規定する保健所に改める。

別表第一五の項中第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

15 岐阜県職員勤務時間に関する規則(昭和三十年岐阜県規則第二十四号)第四条の勤務時間及び休憩時間の承認をすること(育児、介護等に関する特別な事情がある職員の勤務時間及び休憩時間に関する事務に限る。)

別表第一五の項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下この項中「規則」という。)」を「規則」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

11 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下この項中「規則」という。)(第六十九条の四第二項の規定による早出遅出勤務の請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかの決定をすること。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十七年四月一日

理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同項第七号中「第四十四条第一項」を「第九十一条第一項」に、「職員に第一種特定製品整備者等」を「所属職員にフロン類又は指定製品の製造業者等」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第四十三条」を「第九十一条」に、「第一種特定製品整備者等」を「フロン類又は指定製品の製造業者等」に、「フロン類の引渡しの実施」を「業務の」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第二十三条」を「第四十八条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十二條第三項」を「第四十七條第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第十五條第一項」を「第三十三條第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十三條第一項」を「第三十一条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第九条第二項」を「第二十七條第二項」に、「第十二條第一項」を「第三十條第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

1 法第十七条の第一種特定製品の管理者に対し必要な指導及び助言をすること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の五の項第二号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第三号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同項第四号中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同項第五号中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同部二十三の項中「及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に改め、「省令」といつの「」の下に「及び岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年規則第七十九号。以下この項中「細則」といつの「」を加え、同項第五号及び第六号中「において準用する場合」を削り、同項第七号中「第九条第五項（」の下に「法第九条の三第十一項及び」を加え、同項第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「第九条の三第四項」の下に「（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第九条の三第三項」の下に「（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む）」を加え、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

10 法第九条の二の四第二項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の更新の認定申請を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同項第十八号中「読み替えて」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十九号中「読み替えて」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を第十九号とし、第二十一号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十五号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第三十四号とし、同項第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十一号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四十号とし、同項第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げ、第四十九号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

49 法第十五条の三の三第二項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の更新の認定申請を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項第五十四号を次のように改める。

54 法第二十一条の二第一項の規定により事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項中第五十九号を第六十五号とし、第五十八号を第六十四号とし、第五十七号を第六十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

62 省令第五条の五の十一（省令第十二条の十一の十一において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により熱回収施設の熱回収に関する報告を受けること。

63 省令第八条の二の六（省令第八条の十三の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により産業廃棄物の保管の廃止の届出を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項中第五十六号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

60 省令第四条の四の四の規定により検査結果の通知をすること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項中第五十五号を第五十八号とし、第五十四号の次に次の三号を加える。

55 法第二十三条の五の規定により関係行政機関等への照会等を行うこと。

56 令第五条の五（令第七条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により熱回収施設の廃止、休止、再開又は設備の変更の届出を受けること。

57 令第十七条第一項の規定により廃棄物再生事業者の登録の申請を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項に次の五号を加える。

66 細則第三条第三項の規定により再生利用業の変更指定に係る申請を受けること。

67 細則第三条第五項の規定により再生利用業の廃止の届出を受けること。

68 細則第三条第六項の規定により再生利用業の変更の届出を受けること。

69 細則第十一条第一項の規定により再交付申請を受けること。

70 細則第十一条第二項の規定により許可証等の返納を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十五の項中「及び岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」を、「岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」に改め、「条例」という。の下に「及び岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年岐阜県規則第七十二号。以下この項中「登録規則」という。）を加え、同項第十六号中「第四条第一項」の下に「条例第六条第三項において準用する場合を含む。」を加え、同項第十八号中「第五条第一項」の下に「条例第六条第三項において準用する場合を含む。」を加え、同項第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

26 登録規則第十条の規定により業務状況の報告を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十七の項中「振興局の」を「県事務所の」に改め、同項第十二号中「飛騨振興局長及び中濃振興局中濃事務所長」を「中濃県事務所長及び飛騨県事務所長」に改め、同部二十九の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（一）を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第一号中「特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整」を「鳥獣の管理のうち第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」に改め、同項第十号中「第十五条第四項」を「第十五条第四項ただし書」に改め、同項第十四号、第二十四号及び第二十九号中「執るべき」を「とるべき」に改め、同部三十三の項第一号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下この号において同じ。）」を「県事務所」に、「振興局の」を「県事務所の」に改め、同項第六号中「第三十三條の七」を「第三十三條の七第一項」に改め、同項第十二号中「第三十三條の十四」を「第三十三條の十四第二項」に改め、同項第十四号中「第三十四條の四」を「第三十四條の四第一項」に改め、同項第十五号中「第四十二條」を「第四十二

条第一項」に改め、同部三十四の項第一号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下この号において同じ。）」を「県事務所」に、「振興局の」を「県事務所の」に改め、同項第七号中「砂利採取」を「砂利の採取」に改め、同部三十五の項を次のように改める。

三十五 削除

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十六の項、三十八の項及び三十九の項中「東濃振興局長、中濃振興局中濃事務所長及び東濃振興局恵那事務所長」を「中濃県事務所長、東濃県事務所長及び恵那県事務所長」に改め、同部第四十三の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同項第二十一号中「同条第六号の三」を「同条第六号の二」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同部四十四の項中「事務」の下に「中濃県事務所長、東濃県事務所長及び恵那県事務所長を除く。」を加え、同部四十五の項中「事務」の下に「中濃県事務所長、東濃県事務所長及び恵那県事務所長を除く。」を加え、同部四十七の項第一号中「地域子育て支援拠点事業」の下に「一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加え、同部五十の項第一号（一）中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同号（二）中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同号（四）中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同部に次のように加える。

- 五十五 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。以下この項中「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号。以下この項中「省令」という。）の施行に関する事務（中濃県事務所長、東濃県事務所長及び恵那県事務所長を除く。）
- 1 法第四条第一項の生活困窮者自立相談支援事業のうち、省令第二条に規定する自立支援計画の作成に必要な生活困窮者の支援を行う者からの意見聴取等を行うこと。
- 2 法第五条第一項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給又は不支給を決定すること。
- 3 法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業並びに法第十条第一項の生活困窮者就労訓練事業に係る生活困窮者に対する支援の決定の通知をすること。
- 4 法第十二条の規定により偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者から徴収する金額を決定し、これを徴収すること。

5 法第十五条第一項の規定により生活困窮者住居確保給付金に関する報告若しくは物件の提出等を命じ又は所属職員に質問させること。
6 省令第十四条第二項の規定により就労支援を受けることその他生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示すること。

別表第三保健所長の部二十四の二の項を次のように改める。

- 二十四の二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務
- 1 法第六条第八項の規定により必要な措置をとるべきこと又はその業務を停止すべきことを命ずること。
- 2 法第八条第一項の規定により必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は所属職員に、事務所等に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。
- 3 法第八条第二項の規定により必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は所属職員に、事務所等に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。

別表第三保健所長の部二十五の項第一号中「職員」を「所属職員」に改め、「(岐阜保健所長にあつては、岐阜市の区域を含む。)」を削り、同部二十七の項第八号中「(法第三十二条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「職員」を「所属職員」に、「検査」を「検査させ」に改め、同部三十三の項第三号中「及び第二項」を「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」に、「認可し、及び」を「認可すること及び同条第二項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」の規定により」に改め、同項第四号中「及び第四項」を「(法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「共済規程及び」を「共済規程を認可すること及び同条第四項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」の規定により」に改め、同項第五号中「において」を「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」において読み替えて」に改め、同部に次のように加える。

四十 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年条例第五十六号。以下この項中「条例」という。)

1 条例第十六条の規定により、条例第十一条各号に掲げる行為を行った者等に対して必要な報告をさせ、又は所属職員に、店舗等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を収去させること。

の施行に関する事務

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同項第二十一号中「同条第六号の三」を「同条第六号の二」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同部十の項第一号中「地域子育て支援拠点事業」の下に、「一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加え、同部十三の項第一号(一)中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同号(二)中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同号(四)中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同部に次のように加える。

- 十八 生活困窮者自立支援法(以下この項中「法」という。)及び生活困窮者自立支援法施行規則(以下この項中「省令」という。)の施行に関する事務
- 1 法第四条第一項の生活困窮者自立相談支援事業のうち、省令第二条に規定する自立支援計画の作成に必要な生活困窮者の支援を行う者からの意見聴取等を行うこと。
- 2 法第五条第一項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給又は不支給を決定すること。
- 3 法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業並びに法第十条第一項の生活困窮者就労訓練事業に係る生活困窮者に対する支援の決定の通知をすること。
- 4 法第十二条の規定により偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者から徴収する金額を決定し、これを徴収すること。
- 5 法第十五条第一項の規定により生活困窮者住居確保給付金に関する報告若しくは物件の提出等を命じ、又は所属職員に質問させること。
- 6 省令第十四条第二項の規定により就労支援を受けることその他生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示すること。

別表第三農林事務所長の部十三の項第三号中「及び第二項」を「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」に、「認可し、及び」を「認可すること及び同条第二項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」の規定により」に改め、同項第四号中「及び第四項」を「(法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合

を含む。に、**「共済規程及び」**を**「共済規程を認可すること及び同条第四項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により」**に改め、同項第五号中**「において」**を**「法第九條の九第五項において準用する場合を含む。」**において読み替えてに改め、同部二十の項を次のように改める。

二十 削除

別表第三農林事務所長の部二十六の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

6 規則第五十二條第二項の規定により保安管理業務委託契約の承認を受けること。別表第三土木事務所長の部四の項第五号中「第六十一條第一項」を「第七十一條第一項」に改め、同部十八の二の項第三号中「第二十六條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同項第四号中「第二十八條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同項第五号中「第二十八條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同部二十一の項第三号中「及び第二項」を「法第九條の九第五項において準用する場合を含む。」に、「認可し、及び」を「認可すること及び同条第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「及び第四項」を「法第九條の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。」に、「共済規程及び」を「共済規程を認可すること及び同条第四項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第五号中「において」を「法第九條の九第五項において準用する場合を含む。」の規定により、同部中二十六の項を削り、二十六の二の項を二十六の項とし、同表建築事務所長の部十の項第三号中「及び第二項」を「法第九條の九第五項において準用する場合を含む。」に、「認可し、及び」を「認可すること及び同条第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「及び第四項」を「法第九條の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。」に、「共済規程及び」を「共済規程を認可すること及び同条第四項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第五号中「において」を「法第九條の九第五項において準用する場合を含む。」において読み替えてに改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十九の項の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七款から第十款まで 削除

目次中「振興局」を「県事務所」に、第十一款 岐阜県立衛生専門学校（第八十五条

第十二款 看護専門学校（第八十八条 第九

第七款から第九款まで 削除

条 第八十七条）を 第十款 岐阜県立衛生専門学校（第八十二条 第八十四条）

十条） 第十一款 看護専門学校（第八十五条 第八十七条）

に、「第十八款 児童福祉施設（第八十八条 第九十条）

者支援センター（第六十六条 第八八条）に改める。

第三条第四項第一号中「岐阜県振興局等設置条例」を「岐阜県県事務所等設置条例

に、「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第四条第一項の表行政管理課の項を削り、同条第二項の表行政管理課の項を削る。

第五条第一項の表人事課の項の次に次のように加える。

行政管理課

管理調整係、行政管理係、業務改善係

第五条第一項の表職員厚生課の項中「管理調整係」を「管理調整・公務災害係」に、「健康管理・公務災害係」を「健康管理係」に改め、同表公務課の項中「課税係、不動産取得税係、軽油引取税係」を「自動車・事業税係、不動産・軽油税係」に改め、同表管財課の項中「財産活用係」を「県庁舎再整備係」に改め、同表情報企画課の項中「業務改革係」を「IT最適化係」に、「ネットワーク・システム係、社会保障・税番号係」を「情報システム係、番号制度準備係」に改め、同条第二項の表人事課の項の次に次の

ように加える。

行政管理課	<ul style="list-style-type: none"> 一 業務の改善に関すること。 二 行政事務の合理化及び効率化に関すること。 三 外部監査に関すること。 四 県行政と密接な関連のある公社等の運営等に係る総合調整に関すること。 五 県民からの苦情等及びその調整に関すること。 六 県民からの苦情等に対する県の機関の対応の審査に関すること。 七 職員等からの公益通報に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 八 県政の再生に係る総合調整に関すること。 九 県事務所に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
-------	---

第五条第二項の表管財課の項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 県庁舎の再整備に関すること。

第五条第二項の表情報企画課の項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第六条第一項の表清流の国づくり政策課の項中「政策研究係」を削り、同表市町村課の項中「振興係」を削り、同表スポーツ推進課の項中「スポーツ推進課」を「地域スポーツ課」に改め、「マトップスポーツ係」を削り、同表に次のように加える。

競技スポーツ課	管理調整係、競技スポーツ係、障がい者スポーツ係、アスリート発掘・育成係
---------	-------------------------------------

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項第七号及び第八号を削り、同項第六号中「政策研究」を「政策課題研究」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 清流の国ぎふ2020プロジェクトに関すること。

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項第四号の次に次の一号を加える。

五 地方創生に関すること。

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項第十五号を次のように改める。

十五 首都機能移転に関すること。

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、同表市町村課の項第十一号及び第十二号中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同表スポーツ推進課の項を削り、同表に次のように加える。

地域スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> 一 地域スポーツの推進に関すること。 二 県有スポーツ施設（スポーツ科学センターを除く。）に関すること。 三 スポーツコミッションに関すること。 四 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアに関すること。 五 全国レクリエーション大会に関すること。
競技スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> 一 競技力向上対策に関すること。 二 国民体育大会に関すること。 三 アスリートの発掘・育成に関すること。 四 障がい者の競技スポーツに関すること。 五 スポーツ科学センターに関すること。

第六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

清流の国づくり政策課	課	室	係
地方創生室	地方創生室	地方創生係	
移住定住まちづくり室	移住定住まちづくり室	地域振興係、移住定住係	
全国レクリエーション大会推進室	総務企画係、競技・連携係		

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
地方創生室	第一項の表清流の国づくり政策課の項第五号から第八号までに掲げる事務
移住定住まちづくり室	第一項の表清流の国づくり政策課の項第九号から第十五

全国レクリエーション大会推進室	号までに掲げる事務
第二項の表地域スポーツ課の項第五号に掲げる事務	

第六条の二第一項の表防災課の項中「救助・防災係、火山防災対策係、防災支援係、防災対策係、防災情報管理係」を「防災企画係、地域支援係、災害対策係」に改め、同条第二項の表危機管理政策課の項第七号中「整備」の下に「及び運用管理」を加え、同項第八号中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同表防災課の項第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 清流の国ぎふ防災・減災センターに関すること。

第六条の二第三項中「危機管理政策課」を「次の表の上欄に掲げる課」に、「次の表の上欄」を「同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

課	室		係
	山岳遭難・火山対策室	山岳遭難対策係、火山防災対策係	
危機管理政策課	防災情報整備室	防災情報整備係、防災情報調整係	山岳遭難・火山対策室
	原子力防災室	原子力防災係	
防災課	山岳遭難・火山対策室	山岳遭難対策係、火山防災対策係	

第六条の二第四項の表に次のように加える。

山岳遭難・火山対策室	第二項の表防災課の項第二号及び第三号に掲げる事務
------------	--------------------------

第七条第一項の表県民生活相談センターの項中「消費生活・事業者指導係」を「事業者指導係、相談係」に改め、同条第二項の表環境生活政策課の項第二十一号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む）」を「県事務所」に改め、同表自然環境保全課の項第五号中「鳥獣保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改め、同表岐阜地域環境室の項第一号及び第二号中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同項第十五号中「鳥獣保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。

第八条第一項の表地域医療推進課の項中「県立病院・看護大学法人係」の下に「在宅医療係」を加え、同表保健医療課の項中「特定疾患係」を「難病対策係」に改め、同表生活衛生課の項中「食品指導係」を削り、同表高齢福祉課の項中「企画係、施設係」

を「長寿社会推進係」に改め、同表障害福祉課の項中「重症心身・発達障がい支援係」を「発達障害支援係」に改め、同表子ども・女性政策課の項中「子ども・女性政策課」を「女性の活躍推進課」に、「企画係、少子化対策係」を「両立支援係」に改め、同表子育て支援課の項中「管理調整係」の下に「少子化対策係」を加え、同条第二項の表健康福祉政策課の項第十号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む）」を「県事務所」に改め、同表医療整備課の項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同表地域医療推進課の項第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 七 希望が丘学園に関すること。
- 第八条第二項の表地域医療推進課の項第三号の次に次の二号を加える。
- 四 在宅医療に関すること。
- 五 歯科保健に関すること。
- 第八条第二項の表保健医療課の項第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。
- 十六 食品の表示に関すること（栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る。）。

第八条第二項の表生活衛生課の項第十九号を次のように改める。

十九 食品の表示に関すること（保健医療課の所掌に属するものを除く。）。

第八条第二項の表障害福祉課の項第五号中「希望が丘学園」を「発達障害者支援センター」に改め、同表地域福祉国保課の項に次の一号を加える。

- 十三 生活困窮者自立支援に関すること。
- 第八条第二項の表子ども・女性政策課の項中「子ども・女性政策課」を「女性の活躍推進課」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同項第五号中「男女共同参画施策」の下に「女性の活躍の推進に関するものを含む。」を加え、同号を同項第二号とし、同表子育て支援課の項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「第四号及び第五号」を「第六号及び第七号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。
- 一 少子化対策の総合的な企画立案及び調整に関すること。
- 二 非婚化・晩婚化対策に関すること。

第八条第四項中「子ども・女性政策課」を「女性の活躍推進課」に改め、同条第五項の表生活衛生課の項中「食品安全推進係」を「食品指導係、食品安全対策係」に改め、

同条第六項の表障がい児者医療推進室の項中「第四号」を「第六号」に改め、同表食品安全推進室の項中「生活衛生課の項」の下に「第一号、第三号及び」を加える。

第九条第一項の表労働雇用課の項中「就労支援係」の下に「障がい者就労係」を加え、同表産業技術課の項中「産業人材育成係」の下に「研究所整備推進係」を加え、同表新産業振興課の項中「部材産業係」を「拠点指導係」に改め、同表中情報産業課の項及び観光課の項を削り、岐阜地域産業労働室の項の次に次のように加える。

観光企画課	管理調整係、観光企画係、観光拠点整備係、観光資源係
観光誘客課	管理調整係、国内誘客係、海外誘客係

第九条第一項の表国際戦略推進課の項中「海外誘客係」を削り、同条第二項の表商工政策課の項第十四号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む）」を「県事務所」に改め、同表労働雇用課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、同表企業誘致課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 工業団地等の開発調整及び整備に関すること。

第九条第二項の表産業技術課の項に次の一号を加える。

十三 工業系試験研究機関の機能強化に関すること。

第九条第二項の表新産業振興課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 一 航空宇宙産業の振興に関すること。
- 二 ヘルスケア産業の振興に関すること。
- 三 成長産業人材育成拠点の整備に関すること。
- 四 エネルギー対策の総合調整に関すること。
- 五 岐阜県エネルギー長期需給計画に関すること。
- 六 次世代エネルギー産業の育成に関すること。
- 七 株式会社ブイ・オール・テクノセンター及びテクノプラザプロジェクトに関すること。
- 八 公益財団法人ソフトピアジャパン及びソフトピアジャパンプロジェクトに関すること。
- 九 情報科学芸術大学院大学に関すること。
- 十 ものづくり産業の育成に関すること。
- 十一 知的財産の活用支援に関すること。
- 十二 情報産業の振興に関すること。
- 十三 ITとものづくりの融合に関すること。

第九条第二項の表情報産業課の項を削り、同表岐阜地域産業労働室の項第一号及び第二号中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同表観光課の項中「観光課」を「観光企画課」に改め、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「広域観光等」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 観光行政に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。

第九条第二項の表観光課の項の次に次のように加える。

観光誘客課	<ol style="list-style-type: none"> 一 観光誘客宣伝に関すること。 二 国際観光及び広域観光等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 三 通訳案内士に関すること。 四 一般社団法人岐阜県観光連盟に関すること。
-------	---

第九条第二項の表国際戦略推進課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条第三項中「観光交流推進局」を「観光国際局」に改め、同条第四項中「観光交流推進局」を「観光国際局」に、「観光課」を「観光企画課、観光誘客課」に改め、同条第五項の表観光課の項を削り、同表に次のように加える。

企業誘致課	工業団地開発推進室	工業団地開発推進係
新産業振興課	情報産業室	ITものづくり係

第九条第六項の表観光企画室の項を削り、同表に次のように加える。

工業団地開発推進室	第二項の表企業誘致課の項第三号に掲げる事務
情報産業室	第二項の表新産業振興課の項第十号から第十三号までに掲げる事務

第十条第一項の表農産物流通課の項中「六次産業化推進係」を削り、同表農業経営課の項中「技術支援第一係、技術支援第二係」を「地域支援係、園芸技術支援係」に改め、同表農村振興課の項中「鳥獣害対策係」を削り、同条第二項の表農政課の項第十六号中「河川環境研究所」を「水産研究所」に改め、同表農業経営課の項第四号中「認

定就農者等」を「認定新規就農者等」に改め、同表農産園芸課の項第五号中「(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)」を削り、同表農村振興課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条第三項の表農業経営課の項中「農地利用集積係」の下に、「全国農業担い手サミット企画係」を加え、同表に次のように加える。

農村振興課

鳥獣害対策室

鳥獣害対策係

第十条第四項の表に次のように加える。

鳥獣害対策室

第二項の表農村振興課の項第四号に掲げる事務

第十一条第一項の表全国育樹祭推進事務局の項中「総務係」の下に、「行啓係」を加え、同条第二項の表森林整備課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「第九号及び第十号」を「第八号及び第九号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条第一項の表建設政策課の項中「経理第一係、経理第二係」を「経理係、公会計係」に改め、同表河川課の項中「企画係、環境係」を「企画環境係」に改める。

第十三条第一項の表公共交通課の項中「企画調査係、鉄道・バス係」を「広域交通係、地域交通係」に改め、同表建築指導課の項中「企画宅建係」を「宅建係」に改め、同表公共建築住宅課の項中「企画係」を「住宅企画係」に改め、同条第二項の表都市政策課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表公共交通課の項に次の一号を加える。

五 自動車運転代行業に関すること(公安委員会の所管に属するものを除く。)

第十三条第二項の表都市整備課の項第四号中「都市再開発事業」を「市街地再開発事業」に改め、同表水資源課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 徳山ダム上流域の公有地化に関すること。

第十八条第一項中「清流の国推進部、危機管理部」を「危機管理部」に改め、同条第二項中「商工労働部」の下に、「農政部」を加え、「清流の国推進部」及び「農政部」を削る。

第十八条の三第一項中「観光交流推進局に観光交流推進局長」を「観光国際局に観光国際局長」に改め、同条第二項中「観光交流推進局長」を「観光国際局長」に、「観光交流推進局の」を「観光国際局の」に、「観光交流の推進」を「観光及び国際交流の推

進」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の四 子ども・女性局長及び観光国際局長を補佐させるため、子ども・女性局長及び観光国際局に副局長各一人を置く。

第二十条第一項の表一の項及び同条第三項中「総括管理監」を「管理調整監」に改める。

第二十四条の表総務部の部を削り、同表清流の国推進部の部を次のように改める。

清流の国推進部	岐阜地域総括監	一人	上司の命を受け、岐阜地域における施策の企画調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
	全国レクリエーション大会総括監	一人	上司の命を受け、全国レクリエーション大会の推進その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
	次長(スポーツ科学センター担当)	一人	上司の命を受け、スポーツ科学センターの総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。

第二十四条の表危機管理部の部中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改める。

第二十六条の表人事課の部の前に次のように加える。

財政課	公会計整備調整監	一人	上司の命を受け、公会計制度の整備及び調整に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-----	----------	----	--

第二十六条の表管財課の部県庁舎再整備企画監の項中「建替え」を「再整備」に改め、同部県有施設管理監の項中「県有施設の」を「県庁舎の再整備の検討、県有施設の管理に係る」に、「に関し」を「その他」に改め、同表市町村課の部及びスポーツ推進課の部を次のように改める。

地域スポーツ課	スポーツ施設企画監	一人	上司の命を受け、県有スポーツ施設に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	地域スポーツ推進監	一人	上司の命を受け、地域スポーツ及びスポーツコミッションに関し特に命ぜられた事務を処理する。

競技スポーツ課	アスリート支援企画監	一人	上司の命を受け、アスリートの発掘・育成に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	------------	----	---------------------------------------

第二十六条の表危機管理政策課の部岐阜地域防災対策監の項中「五人」を「二人」に、「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同部に次のように加える。

地域防災対策監	四人	上司の命を受け、地域における災害その他危機管理事案に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

第二十六条の表危機管理政策課の部の次に次のように加える。

防災情報整備室	情報技術指導監	一人	上司の命を受け、防災情報通信システムの整備に係る技術指導その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	---------	----	--

第二十六条の表防災課の部防災対策監の項の前に次のように加える。

地域防災支援監	一人	上司の命を受け、防災及び地域支援に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	------------------------------------

第二十六条の表防災課の部救助・防災対策監の項を削り、同表県民生活相談センターの部消費生活対策監の項中「消費生活対策監」を「生活相談対策監」に、「消費生活」を「県民生活相談及び消費生活相談」に改め、同表医療整備課の部在宅医療推進監の項を削り、同表地域医療推進課の部県立病院・看護大学法人企画監の項を削り、同部に次のように加える。

在宅医療推進監	一人	上司の命を受け、在宅医療の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	-----------------------------------

第二十六条の表子ども・女性政策課の部を次のように改める。

子育て支援課	少子化対策企画監	一人	上司の命を受け、少子化対策に関し特に命ぜられた事務を処理する。
--------	----------	----	---------------------------------

第二十六条の表農政課の部検査監の項中「十三人」を「十四人」に改め、同部副検査監の項中「二人」を「一人」に改め、同表農産物流通課の部を削り、同表畜産課の部を次のように改める。

畜産課	畜産指導監	一人	上司の命を受け、畜産業の経営強化及び官学連携その他特に命ぜられた事務を処理する。
	家畜防疫専門監	一人	上司の命を受け、家畜防疫に関する調整及び技術指導その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表農村振興課の部を削り、同表林政課の部検査監の項中「十五人」を「十六人」に改め、同部副検査監の項中「二人」を「一人」に改め、同表全国育樹祭推進事務局の部育樹祭推進監の項の前に次のように加える。

地域連携推進監	一人	上司の命を受け、全国育樹祭に係る地域連携事業の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

第二十六条の表河川課の部の次に次のように加える。

砂防課	土砂災害対策監	一人	上司の命を受け、総合的な土砂災害対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----	---------	----	---

第二十六条の表都市政策課の部土地利用調整監の項を削り、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定する認定審査監、スポーツ施設企画監、地域防災支援監、生活相談対策監、災害医療対策監、少子化対策企画監、児童虐待対策監、施設管理調整監、徳山夕△対策監及び県営水道経営企画監は、前項に規定する所掌事務のほか、それぞれ上司の命を受け、課長（認定審査監及び生活相談対策監にあつては、センター長）を補佐し、課の第二十条第三項に規定する内部管理事務を掌理する。

第二十八条の二第一項中「十人以上」を「十五人以上」に改める。
第二十八条の三第一項中「五十人以上」を「七十人以上」に改める。
第二十九条第一項の表一の項中「三百人以上」を「二百五十人以上」に改め、同表二

の項中「二百人以内」を「百五十人以内」に改め、同表六の項中「百五十人以内」を「百人以内」に改める。
 第三十条の表スポーツ推進課の部中「スポーツ推進課」を「地域スポーツ課」に改め、同表環境管理課の部に次のように加える。

核融合科学研究所安全監視委員会	核融合科学研究所安全監視委員会設置条例(平成二十六年岐阜県条例第五十四号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----------------	--

第三十条の表医療整備課の部歯科技工士国家試験委員の項を削り、同表子ども・女性政策課の部中「子ども・女性政策課」を「女性の活躍推進課」に改め、同部ぎふ少子化対策県民連携会議

子育て支援課	ぎふ少子化対策県民連携会議	安心して子どもを生育できる岐阜県づくり条例(平成十九年岐阜県条例第十一号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------	---------------	--

第三十条の表観光課の部中「観光課」を「観光企画課」に改める。

第四章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款 県事務所

第三十一条中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に、「振興局」を「県事務所

に」に改め、同条の表中「振興局」を「県事務所」に改め、同表一

の部中「岐阜県西濃振興局及び岐阜県中濃振興局」を「岐阜県西濃県事務所及び岐阜県可茂県事務所」に改め、同部振興課の項中「振興課」を「振興防災課」に、「振興・防災係」を「振興係、防災係」に改め、同表三の部中「岐阜県飛騨振興局」を「岐阜県飛騨県事務所」に改め、同部振興課の項中「振興課」を「振興防災課」に、「振興・防災係」を「振興係、防災係、観光係」に改め、同部を同表四の部とし、同表二の部中「岐阜県東濃振興局」を「岐阜県東濃県事務所」に改め、同部振興課の項中「振興課」を「振興防災課」に、「振興・防災係」を「振興係、防災係」に改め、同項の次に次のように加える。

産業労働課

産業労働係

第三十一条の表二の部産業労働課の項を削り、同部を同表三の部とし、同表一の部の次に次のように加える。

二 岐阜県揖斐県事務所、岐阜県中濃県事務所及び岐阜県恵那県事務所	振興防災課 出納課 環境課	管理調整係、振興係、防災係、産業労働係 会計指導係 環境保全係
福祉課	福祉係	

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条中「及び前条第二項」を削り、同条の表一の項中「振興課」を「振興防災課」に改め、同項第一号中「局又は」を削り、同項第七号中「圏域」を「所管区域」に改め、「(振興局に置かれる事務所にあつては、所管区域内に係るものに限る。)」を削り、同項第二十三号中「東濃振興局」を「東濃県事務所」に改め、同項第三十三号中「局又は」を削り、同表五の項を削り、同表四の項第一号中「圏域」を「所管区域」に改め、「(振興局に置かれる事務所にあつては、所管区域内に係るものに限る。)」を削り、同項第十号中「東濃振興局恵那事務所」を「恵那県事務所」に改め、同項に次の一号を加える。

14 生活困窮者自立支援に関すること。

第三十三条の表中四の項を五の項とし、同表三の項第一号中「圏域」を「所管区域」に改め、「(振興局に置かれる事務所にあつては、所管区域内に係るものに限る。)」を削り、同項第十四号中「鳥獣保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改め、同項を同表四の項とし、同表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一 産業労働課	1 前項第二十三号から第三十二号までに掲げる事務
---------	--------------------------

第三十四条中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第三十五条第一項の表二の項第一号中「飛騨県税事務所以外の県税事務所にあつては、個人住民税」を「個人住民税」に改め、同表四の項第二号中「振興局」を「県事務所」に改め、同表第二項中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第三十六条及び第三十八条中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第四十条の表一の項第二号中「振興局」を「県事務所」に改め、同項第四号中「圏域」を「所管区域」に改め、同表二の項第十一号を次のように改める。

11 食品の表示に関すること（健康増進課の所掌に属するものを除く。）。

第四十条の表三の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「所管区域内」を「所管区域」に、「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 食品の表示に関すること（栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に限る。）。

第四十条の二中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第四十条の三の表福祉課の項第四号中「圏域」を「所管区域」に改め、同項に次の一号を加える。

17 生活困窮者自立支援に関すること。

第四十二条第二項第二号中「振興局」を「県事務所」に改める。

第四十四条中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改め、同条の表一の部農業普及課の項及び二の部農業普及課の項中「水田経営企画係、水田経営指導係、野菜指導第一係、野菜指導第二係、果樹特産指導係」を「地域支援第一係、地域支援第二係、地域支援第三係、園芸産地支援第一係、園芸産地支援第二係」に改め、同表三の部農業普及課の項中「水田経営企画係、野菜・果樹特産指導係」を「地域支援係、園芸産地支援係」に改め、同表四の部農業普及課の項中「普及指導係」を「地域支援係」に改め、同表五の部農業普及課の項中「水田経営・果樹特産企画係、野菜指導係」を「地域支援係、園芸産地支援係」に改め、同部林業課の項中「治山第一係、治山第二係」を削り、同部に次のように加える。

森林保全課

治山第一係、治山第二係

第四十四条の表六の部農業普及課の項中「水田経営企画係、野菜指導係、果樹特産指導係」を「地域支援第一係、地域支援第二係、園芸産地支援係」に改め、同表七の部農業普及課の項中「普及指導係」を「地域支援係」に改め、同表八の部農業普及課の項中「水田経営企画係、野菜指導係、果樹特産指導係」を「地域支援係、園芸産地支援第一係、園芸産地支援第二係」に改め、同表九の部農業普及課の項中「普及指導係」を「地域支援係」に改め、同表十の部農業普及課の項中「水田経営企画係、野菜指導第一係、

野菜指導第二係、果樹特産指導係」を「地域支援第一係、地域支援第二係、園芸産地支援第一係、園芸産地支援第二係」に改める。

第四十五条第一項の表一の項第二号中「振興局」を「県事務所」に改め、同表五の項第十五号中「恵那農林事務所」を「郡上農林事務所、恵那農林事務所」に改め、同条第二項中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第四十七条中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第四十八条の表総務課の項第二号及び同表保健衛生課の項第二号中「振興局」を「県事務所」に改める。

第四十九条第一項中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第五十一条の表一の項第二号及び第十号中「振興局」を「県事務所」に改め、同表五の項第三号中「次項」を「次号」に改める。

第五十二条第一項中「振興局等条例」を「県事務所等条例」に改める。

第五十三条第二項第二号中「振興局」を「県事務所」に改める。

第五十五条第一項の表五の項各号中「セラミックス」の下に「及び陶磁器」を加え、同表十一の項中第四号及び第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第五十六条第三項中「及び森林技術開発・支援センター」を削り、同項の表十一の項中「森林技術開発・支援センター」を削り、同条第四項中「森林技術開発・支援センター」に産学官連携係及び技術普及係を削る。

第六十五条の表総務課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 移住定住施策の推進に関すること。

（部等の設置）

第六十九条 美術館に総務部及び学芸部を置く。

2 前項の総務部の事務を分掌させるため総務課を置き、同課に管理調整係を置く。

3 第一項の学芸部に学芸第一係、学芸第二係及び教育普及係を置く。

第七十条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章第三節第七款から第十款までを次のように改める。

第七款から第九款まで 削除

第七十四条から第八十一条まで 削除

第十款 岐阜県立衛生専門学校

<p>(所掌事務)</p> <p>第八十二条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号。以下「公の施設条例」という。)別表第一に規定する岐阜県立衛生専門学校の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 看護師及び助産師の養成に関すること。</p> <p>二 歯科技工士及び歯科衛生士の養成に関すること。</p> <p>(課及び係の設置)</p> <p>第八十三条 衛生専門学校に総務課を置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、衛生専門学校に教務係を置く。</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第八十四条 前条第一項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p>	
<p>課</p> <p>分 掌 事 務</p>	<p>1 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。</p> <p>2 県有財産及び物品の管理に関すること。</p> <p>3 校内の他の所掌に属さない事務に関すること。</p>
<p>第四章第三節第十一款を削る。</p> <p>第四章第三節第十二款中第八十八条を第八十五条とし、第八十九条を第八十六条とし、第九十条を第八十七条とし、同款を同節第十一款とし、同款の次に次の一款を加える。</p> <p>第十二款 児童福祉施設</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第八十八条 公の施設条例別表第一又は別表第二に規定する次の表の児童福祉施設の欄に掲げる児童福祉施設の所掌事務は、同表の事務の欄に掲げるとおりとする。</p>	
<p>児童福祉施設</p> <p>事 務</p>	<p>1 入所障害児の診断及び治療に関すること。</p> <p>2 入所障害児の教育及び保護に関すること。</p> <p>3 入所障害児の環境衛生に関すること。</p> <p>4 入所障害児の生活指導に関すること。</p> <p>5 入所障害児の職業指導に関すること。</p>

<p>(事務局等の設置)</p> <p>第八十九条 希望が丘学園に事務局、整形外科部、小児科部、児童精神科部、看護部、リハビリテーション部、検査・薬剤部、発達精神医学研究所、児童発達支援センター及び医療福祉連携部を置く。</p> <p>2 前項の事務局、リハビリテーション部、児童発達支援センター及び医療福祉連携部にそれぞれ次の表の中欄に掲げる課等を置き、当該課等の事務を分掌させるため、当該課等にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。</p>	
<p>区 分 課 等</p> <p>係</p>	<p>事務局 総務課 管理調整係、入所児支援係</p> <p>リハビリテーション部 リハビリテーション課 理学療法係、作業・言語療法係</p> <p>児童発達支援センター 児童福祉支援室 通所支援係、相談支援係</p> <p>医療福祉連携部 地域連携室 地域連携係</p>
<p>3 わかあゆ学園に指導課を置き、同課の事務を分掌させるため、指導係を置く。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、わかあゆ学園に管理調整係を置く。</p> <p>(課等の分掌事務)</p> <p>第九十条 前条第二項に規定する課等の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p>	
<p>課 等 分 掌 事 務</p>	<p>1 園内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。</p>
<p>二 岐阜県立わかあゆ学園</p> <p>1 要自立支援児童の教育及び保護に関すること。</p> <p>2 要自立支援児童の環境衛生に関すること。</p> <p>3 要自立支援児童の生活指導に関すること。</p> <p>4 要自立支援児童の職業指導に関すること。</p> <p>5 退所児童の自立に向けた支援に関すること。</p> <p>6 一般障害児の診断及び治療に関すること。</p> <p>7 児童発達支援センターに関すること。</p> <p>8 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業に関すること。</p>	

発達障害支援課	課	1 所内の庶務に関すること。	分	掌	事	務	2 前条第三項に規定する課の分掌事務は、第八十八条の表二の項各号に掲げる事務とする。								
							3 前項に規定するもののほか、わかあゆ学園において処理する事務は、次のとおりとする。								
							<p>一 園内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。</p> <p>二 県有財産及び物品の管理に関すること。</p> <p>第九十二条の表一の項第三号中「知的障害者更生相談所」の下に「及び発達障害者支援センター」を加え、同表二の項第七号を削る。</p> <p>第二百二条の表相談判定課の項に次の一号を加える。</p> <p>7 岐阜県障がい者総合相談センター庁舎の管理に関すること。</p> <p>第四章第三節第十八款を次のように改める。</p> <p>第十八款 岐阜県発達障害者支援センター</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第百六条 公の施設条例別表第一に規定する岐阜県発達障害者支援センターの所掌事務は、発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定する事務とする。</p> <p>(課及び係の設置)</p> <p>第百七条 発達障害者支援センターに発達障害支援課を置き、同課の事務を分掌させるため、発達障害支援係を置く。</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第百八条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p>								
							<table border="1"> <tr> <td>四 地域連携室</td> <td>1 障がい児の地域との連携及び地域支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>三 児童福祉支援室</td> <td>1 障がい児の通所に関すること。 2 障がい児の計画相談に関すること。</td> </tr> <tr> <td>二 リハビリテーション課</td> <td>1 障がい児のリハビリテーションに関すること。</td> </tr> <tr> <td>一 県有財産及び物品の管理に関すること。</td> <td>2 園内の他の所掌に属さない事務に関すること。</td> </tr> </table>	四 地域連携室	1 障がい児の地域との連携及び地域支援に関すること。	三 児童福祉支援室	1 障がい児の通所に関すること。 2 障がい児の計画相談に関すること。	二 リハビリテーション課	1 障がい児のリハビリテーションに関すること。	一 県有財産及び物品の管理に関すること。	2 園内の他の所掌に属さない事務に関すること。
四 地域連携室	1 障がい児の地域との連携及び地域支援に関すること。														
三 児童福祉支援室	1 障がい児の通所に関すること。 2 障がい児の計画相談に関すること。														
二 リハビリテーション課	1 障がい児のリハビリテーションに関すること。														
一 県有財産及び物品の管理に関すること。	2 園内の他の所掌に属さない事務に関すること。														

							<p>第百四十五条の表総務課の項中「管理調整係」の下に「用地係」を加え、同表リニア推進課の項中「用地係」を削る。</p> <p>第百四十六条の表一の項第二号中「振興局」を「県事務所」に改め、同項に次の一号を加える。</p>												
							<p>第百三十二条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「課」を「課等」に改め、同条の表中「課」を「課等」に改め、同表に次のように加える。</p>												
							<table border="1"> <tr> <td>森林技術開発・支援センター</td> <td>産学官連携係、技術普及係</td> </tr> <tr> <td>1 産学官連携による森林技術の開発に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアムに関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 林業の普及指導に関すること(技術指導に関するものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 前三号に掲げるもののほか、林業に関する技術の向上に関すること。</td> <td></td> </tr> </table>	森林技術開発・支援センター	産学官連携係、技術普及係	1 産学官連携による森林技術の開発に関すること。		2 岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアムに関すること。		3 林業の普及指導に関すること(技術指導に関するものに限る。)		4 前三号に掲げるもののほか、林業に関する技術の向上に関すること。			
森林技術開発・支援センター	産学官連携係、技術普及係																		
1 産学官連携による森林技術の開発に関すること。																			
2 岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアムに関すること。																			
3 林業の普及指導に関すること(技術指導に関するものに限る。)																			
4 前三号に掲げるもののほか、林業に関する技術の向上に関すること。																			
							<p>第百十八条第二項の表総務課の項中「移転調整係」を削る。</p> <p>第百十九条の表二の部総務課の項中第五号を削り、第六号を第五号とする。</p> <p>第二百二十八条の表二の項第二号中「及び県民向け解放講座」を削る。</p> <p>第三百三十一条第二項中「課を」「課等を」「に」「当該課」を「当該課等」に改め、同項の表中「課」を「課等」に改め、同表に次のように加える。</p>												
							<table border="1"> <tr> <td>森林技術開発・支援センター</td> <td>発達障害者の相談及び助言に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2 発達障害者に対する発達支援及び就労支援に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 発達障害に関する情報提供及び研修に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 発達障害に関する情報提供及び研修に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 関係機関及び民間団体との連絡調整に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもののほか、発達障害に関すること。</td> <td></td> </tr> </table>	森林技術開発・支援センター	発達障害者の相談及び助言に関すること。	2 発達障害者に対する発達支援及び就労支援に関すること。		3 発達障害に関する情報提供及び研修に関すること。		4 発達障害に関する情報提供及び研修に関すること。		5 関係機関及び民間団体との連絡調整に関すること。		6 前各号に掲げるもののほか、発達障害に関すること。	
森林技術開発・支援センター	発達障害者の相談及び助言に関すること。																		
2 発達障害者に対する発達支援及び就労支援に関すること。																			
3 発達障害に関する情報提供及び研修に関すること。																			
4 発達障害に関する情報提供及び研修に関すること。																			
5 関係機関及び民間団体との連絡調整に関すること。																			
6 前各号に掲げるもののほか、発達障害に関すること。																			

を加える。

5 リニア中央新幹線の用地取得等の受託事務に関すること。
第百四十六条の表二の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第百五十四条の表企画工務課の項中「企画工務課」を「工務管理課」に、「企画調整係」を「事業管理係」に改め、同表水質管理課の項中「企画検査係」を「水質管理係」に改める。

第百五十五条第一項の表二の項中「企画工務課」を「工務管理課」に改める。

第百五十七条第一項の表二の項中「動物愛護センター」の下に、「発達障害者支援センター」を加え、同条第一項中「振興局長」を「県事務所長」に、「振興局が」を「県事務所が」に、「当該圏域」を「当該所管区域に係る現地機関」に、「を指揮する」を「の事務の総合調整を行う」に改める。

第百五十八条第一項を次のように改める。

第百五十八条 保健所に置かれる事務所に、その事務所名を冠した所長（以下「保健所事務所」の所長」という。）を置く。

第百五十八条第二項中「事務所長等」を「保健所事務所の所長」に改める。

第百六十条中「又は事務所長等」を削り、同条の表中八の項を九の項とし、四の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「大垣土木事務所」の下に、「揖斐土木事務所」を加え、同項を同表四の項とし、同表中二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同表に一の項として次のように加える。

一 西濃県事務所及び可茂県事務所	副所長それぞれ一人
------------------	-----------

第百六十二条第一項の表を次のように改める。

組	職	職
一 事務局	事務局長	
二 整形外科部	整形外科部長	
三 小児科部	小児科部長	
四 児童精神科部	児童精神科部長	
五 看護部	看護部長	

六 リハビリテーション部
リハビリテーション部長

七 検査・薬剤部
検査・薬剤部長

八 発達精神医学研究所
発達精神医学研究所長

九 児童発達支援センター
児童発達支援センター長

十 医療福祉連携部
医療福祉連携部長

第百六十三条第二項中「医療部長、リハビリテーション部長、看護部長、発達障害者支援センター長」を「部長、発達精神医学研究所長」に、「発達障害者支援センター」を「発達精神医学研究所」に改める。

第百六十九条第一項の表中六の項を七の項とし、二の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一 室	室長
-----	----

第百六十九条第二項中「課長」の下に「室長」を加える。

第百七十条第一項中「センター長」を「食品安全検査センター長」に改める。

第百七十一条の表一の部中「振興局」を「県事務所」に、「各圏域」を「各所管区域」に改め、同表中十二の部を十三の部とし、十一の部を十二の部とし、十の部を十一の部とし、同表九の部上席看護師長の項中「二人」を「一人」に改め、同項の前に次のように加え、同部を同表十の部とする。

看護指導監	一人	上司の命を受け、看護事務に従事する。
-------	----	--------------------

第百七十一条の表中八の部を九の部とし、五の部から七の部までを一項ずつ繰り下げ、同表四の部企業誘致監の項の前に次のように加え、同部を同表五の部とする。

移住定住推進監	一人	上司の命を受け、移住定住に関し、特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---------------------------------

第百七十一条の表中三の部を四の部とし、二の部を三の部とし、一の部の次に次のように加える。

二 揖斐県事務所、中濃県事務所、東濃県事務所、恵那県事務所	地域調整監	各一人	上司の命を受け、所管区域に係る現地機関の事務の連絡調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------------------------	-------	-----	---

所及び飛騨県事務所	<p>第七十二条第一項の表一の項中「五十人以上」を「五人以内」に改め、同表三の項中「十五人以上」を「五人以内」に改め、同表中十一の項を十二の項とし、八の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七の項中「八十人以上」を「百人以内」に改め、同項を同表八の項とし、同表中六の項を七の項とし、同表五の項中「二百五十人以上」を「二百人以上」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「十五人以上」を「若干人」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。</p>
四 担当主幹	十人以上
<p>第七十三条第一項中「身体障害者更生相談所及び希望が丘学園」を「希望が丘学園及び身体障害者更生相談所」に改める。</p>	<p>第七十五条第二号の表中十の項及び十一の項を削り、十二の項を十の項とし、十三の項から十五の項までを二号ずつ繰り上げ、十六の項を十四の項とし、同項の次に次のように加える。</p>
<p>十五 主任林業技手及 び林業技手</p>	上司の命を受け、林業関係業務の補助業務に従事する。
<p>第七十五条第二号の表中十七の項を十六の項とし、十八の項を十七の項とする。</p>	附 則
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる課若しくは現地機関の職に補せられている者又は当該課若しくは現地機関に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下欄に掲げる課若しくは現地機関の職に補せられ、又は当該課若しくは現地機関に勤務を命ぜられたものとする。</p>	総務部行政管理課
<p>行政管理課</p> <p>清流の国推進部スポーツ振興課</p> <p>健康福祉子ども・女性局子ども・女性政策課</p>	<p>清流の国推進部地域スポーツ課</p> <p>健康福祉子ども・女性局女性の活躍推進課</p>
商工労働部観光交流推進局観光課	商工労働部観光国際局観光企画課

<table border="1"> <tr> <td>商工労働部観光交流推進局国際戦略推進課</td> <td>商工労働部観光国際局国際戦略推進課</td> </tr> <tr> <td>西濃振興局</td> <td>西濃県事務所</td> </tr> <tr> <td>西濃振興局揖斐事務所</td> <td>揖斐県事務所</td> </tr> <tr> <td>中濃振興局</td> <td>可茂県事務所</td> </tr> <tr> <td>中濃振興局中濃事務所</td> <td>中濃県事務所</td> </tr> <tr> <td>東濃振興局</td> <td>東濃県事務所</td> </tr> <tr> <td>東濃振興局恵那事務所</td> <td>恵那県事務所</td> </tr> <tr> <td>飛騨振興局</td> <td>飛騨県事務所</td> </tr> </table>	商工労働部観光交流推進局国際戦略推進課	商工労働部観光国際局国際戦略推進課	西濃振興局	西濃県事務所	西濃振興局揖斐事務所	揖斐県事務所	中濃振興局	可茂県事務所	中濃振興局中濃事務所	中濃県事務所	東濃振興局	東濃県事務所	東濃振興局恵那事務所	恵那県事務所	飛騨振興局	飛騨県事務所	訓 令 甲
商工労働部観光交流推進局国際戦略推進課	商工労働部観光国際局国際戦略推進課																
西濃振興局	西濃県事務所																
西濃振興局揖斐事務所	揖斐県事務所																
中濃振興局	可茂県事務所																
中濃振興局中濃事務所	中濃県事務所																
東濃振興局	東濃県事務所																
東濃振興局恵那事務所	恵那県事務所																
飛騨振興局	飛騨県事務所																
岐阜県訓令甲第九号	庁 中 一 般 各 現 地 機 関																
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	平成二十七年四月一日																
岐阜県知事 古 田 肇																	
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令																	
岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。																	
<p>第二条第八号中「規定する次長」の下に「及び組織規則第十八条の四に規定する副局長」を加え、同条第八号の二中「観光交流推進局長」を「観光国際局長」に改め、同条第十二号中「及び鳥獣害対策監」を削り、同条第十四号中「事務所長等」を「保健所事務所」の所長」に改め、同条第十五号中「規定する課長」の下に「室長」を加える。</p>																	

十一号を第十号とし、同項課長専決事項の欄中第二号を削り、第三号中「職員」の下に「部長等を除く。次号において同じ。」を加え、同号を同欄第二号とし、同欄中第四号を第三号とし、同欄第五号中「昭和三十年規則第二十四号」を削り、「承認」の下に「育児、介護等に関する特別な事情がある職員の勤務時間及び休憩時間に係るものを除く。」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表の次に次のように加える。

行政管理課

事務の種類 一 岐阜県行政査察規程（昭和五十二年訓令甲第十四号、以下この項中「規程」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 規程第五条の行政査察の通知
---	---------	--------	---------------------------

別表第三法務・情報公開課の表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 特定個人情報保護評価に関する規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務			1 規則第三条の規定による特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の特定個人情報保護委員会への提出
---	--	--	---

別表第三清流の国推進部の表中市町村課の表の前に次のように加える。
清流の国づくり政策課

事務の種類 一 地方税法（以下この項中「法」	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 法の施行に関する事務
---------------------------	---------	--------	------------------------

という。）の施行事務（法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金のうち百万円未満のものの受入れに限る。）

別表第三市町村課の表五の項中「昭和二十五年法律第二百二十六号。」を削る。
別表第三スポーツ推進課の表中「スポーツ推進課」を「地域スポーツ課」に改める。
別表第三廃棄物対策課の表二の項部長専決事項の欄第二号中「及び第十九条の六第一項」を、「第十九条の六第一項、第十九条の十第一項及び第二十一条の二第二項」に改め、同欄に次の二号を加える。
3 法第十五条の三の三第五項の熱回収施設の認定の取消し
4 法第十五条の十九第四項の計画変更命令
別表第三廃棄物対策課の表二の項課長専決事項の欄第一号中「決定等及び」を「決定及び法第十九条の八の行政代執行並びに」に改め、同表四の項課長専決事項の欄中「法」を「法及び条例」に改め、同表七の項部長専決事項の欄第四号を削る。
別表第三環境管理課の表十一の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同項部長専決事項の欄第四号中「第二十四条第五項」を「第四十九条第五項」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第三号中「第二十四条第一項から第四項までの」を「第四十九条第一項から第六項までの規定による」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第二号中「第十七条第一項の」を「第三十五条第一項の規定による」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第一号中「第十一条第一項の」を「第二十九条第一項の規定による」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の前に次の四号を加える。
1 法第十八条第一項の勧告
2 法第十八条第二項の規定による公表
3 法第十八条第三項の規定による措置命令
4 法第二十条第五項の規定による公表

別表第三環境管理課の表十二の項部長専決事項の欄に次の三号を加える。

8 法第三十六条第三項の規定による業務改善命令

9 法第三十九条の規定による適合命令

10 法第四十二条の規定による指定の取消し

別表第三自然環境保全課の表二の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第七条第八項」の下に、「第七条の二第三項」を加え、同欄第二号中「第七条第一項」の下に、「及び第七条の二第一項」を加え、同欄第三号中「第七条第六項」の下に、「法第七条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同欄第五号中「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改め、同欄第十九号を第二十一号とし、第七号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

7 法第十八条の二第一項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定及び第十八条の七第一項の規定による変更の認定並びに第十八条の八第二項の規定による更新の認定

8 法第十八条の十第二項の規定による認定の取消し

別表第三自然環境保全課の表二の項課長専決事項の欄第一号中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

別表第三岐阜地域環境室の表一の項から十四の項までの規定中「振興局長及び振興局に置かれる事務所の長」を「県事務所長」に改め、同表十五の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「振興局長及び振興局に置かれる事務所の長」を「県事務所長」に改め、同表十六の項部長専決事項の欄第一号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同欄第二号中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「振興局長及び振興局に置かれる事務所の長」を「県事務所長」に改め、同表十七の項から二十二の項までの規定中「振興局長及び振興局に置かれる事務所の長」を「県事務所長」に改め、同表二十三の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項

課長専決事項の欄第一号中「振興局長及び振興局に置かれる事務所の長」を「県事務所長」に改め、同表二十四の項課長専決事項の欄第一号中「振興局長及び振興局に置かれる事務所の長」を「県事務所長」に改める。

別表第三医療整備課の表一の項中「とつ」の下に「及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号。以下この項中「令」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第十一条第二項」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十二条の三第一項」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

3 令第一条第一項の養成施設の認定及び令第六条第一項の規定による認定の取消し

別表第三医療整備課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同表四の項部長専決事項の欄第一号中「及び第三項の」を「の規定による」に、「免許の取消し等」を「処分及び同条第三項の規定による再免許の付与」に改め、同欄第二号中「准看護師試験委員」を「規定による岐阜県准看護師試験委員」に、「弁明の機会の付与」を「意見の聴取」に改め、同欄第三号中「第十六条」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 令第十一条第一項の看護師等養成所の指定及び令第十六条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表五の項中「とつ」の下に「及び歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号。以下この項中「令」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄を次のように改める。

1 令第二条第一項の歯科衛生士養成所の指定及び令第八条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表五の項課長専決事項の欄第一号中「法」を「部長専決事項を除く法及び令」に改め、同表六の項中「施行令」を「令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「省令」を「令」に改め、同表八の項中「とつ」の下に「及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下この項中「令」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第九条第二項」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

2 令第七条第一項の診療放射線技師養成所の指定及び令第十二条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表八の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同表十の項中「という。」の下に「及び歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項中「令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第八条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十五条の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

4 令第九条第一項の歯科技工士養成所の指定及び令第十五条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表十の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同表十一の項中「という。」の下に「及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下この項中「令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第八条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十条の五第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二十条の七」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

6 令第十条第一項の臨床検査技師養成所の指定及び令第十五条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表十一の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同表十三の項中「という。」の下に「及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号。以下この項中「令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第七条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

2 令第九条第一項の理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定及び令第十四条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表十三の項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務

別表第三医療整備課の表十四の項中「という。」の下に「及び柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号。以下この項中「令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第二十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

2 令第二条第一項の柔道整復師養成施設の指定及び令第七条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表十四の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同表十五の項中「という。」の下に「及び視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号。以下この項中「令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第八条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

2 令第十条第一項の視能訓練士養成所の指定及び令第十五条第一項の規定による指定の取消し

別表第三医療整備課の表十五の項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務

別表第三医療整備課の表十九の項を二十三の項とし、十八の項を二十二の項とし、十七の項を二十一の項とし、十六の項の次に次のように加える。

十七 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年省令第二号。以下この項中「省令」という。）の施行事務	1 省令第二条第一項に規定する臨床工学技士養成所の指定及び省令第七条の規定による指定の取消し	1 部長専決事項を除く省令の施行に関する事務
---	--	------------------------

十八 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年省令第三号。以下この項中「省令」という。）の施行事務	1 省令第二条第一項に規定する義肢装具士養成所の指定及び省令第七条の規定による指定の取消し	1 部長専決事項を除く省令の施行に関する事務
--	---	------------------------

十九 救急救命士学校養成所指定規則（平成三年省令第二号。以下この項中「省令」という。）の施行事務	1 省令第二条第一項に規定する救急救命士養成所の指定及び省令第七条の規定による指定の取消し	1 部長専決事項を除く省令の施行に関する事務
--	---	------------------------

二十 言語聴覚士 学校養成所指定 規則(平成十年 省令第二号。以 下この項中「省 令」という。) の施行事務	1 省令第二条第 一項に規定する 言語聴覚士養成 所の指定及び省 令第七条の規定 による指定の取 消し	1 部長専決事項 を除く省令の施 行に関する事務
--	---	--------------------------------

別表第三保健医療課の表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。

九 食品表示法 (平成二十五年 法律第七十号。 以下この項中 「法」という。) の施行事務(栄 養成分の量及び 熱量その他の国 民の健康の増進 を図るために必 要な食品に関す る表示の事項に 関するものに限 る。)	1 法第六条第一 項及び第三項の 食品関連事業者 に対する指示 2 法第六条第五 項の規定による 食品関連事業者 に対する措置命 令 3 法第七条の規 定による公表	1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務
--	--	-------------------------------

別表第三生活衛生課の表一の項中「と」という。「」の下に「及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下この項中「令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

- 2 令第十四条の養成施設の登録及び令第十八条の規定による登録の取消し
 - 3 令第二十一条の講習会の登録及び令第三十条の規定による登録の取消し等
- 別表第三生活衛生課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同表二の項中「と」という。「」の下に「及び理容師養成施設指定規則(平成十年省令第五号。以下この項中「省令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第三条第三項の理容師養成施設の指定及び省令第十三条第一項の規定によ

指定の取消し

別表第三生活衛生課の表二の項課長専決事項の欄第一号中「法」を「部長専決事項を除く法及び省令」に改め、同表中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同表十二の項中「と」という。「」の下に「及び美容師養成施設指定規則(平成十年省令第八号。以下この項中「省令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第四条第三項の美容師養成施設の指定及び省令第十二条第一項の規定による指定の取消し

別表第三生活衛生課の表十二の項課長専決事項の欄第一号中「法」を「部長専決事項を除く法及び省令」に改め、同項を同表十一の項とし、同表十三の項中「法」という。「」の下に「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百七十九号。以下この項中「令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「認可」の下に「及び認定」を加え、同欄に次の一号を加える。

- 6 令第六条第二項の規定による振興計画の認定の取消し
- 別表第三生活衛生課の表十三の項課長専決事項の欄第一号中「除く法」の下に「令」を加え、同項を同表十二の項とし、同表十四の項中「と」という。「」の下に「及び調理師法施行規則(昭和三十三年省令第四十六号。以下この項中「省令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄第一号を第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

- 1 法第三条第一号の調理師養成施設の指定及び省令第十一条の規定による指定の取消し

別表第三生活衛生課の表十四の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び省令」を加え、同項を同表十三の項とし、同表十五の項中「と」という。「」の下に「及び製菓衛生師法施行令(昭和四十一年政令第三百八十七号。以下この項中「令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄第一号を第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

- 1 法第五条第一号の製菓衛生師養成施設の指定及び令第二十三条の規定による指定の取消し

別表第三生活衛生課の表十五の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同項を同表十四の項とし、同表中十六の項を十五の項とし、十七の項を十六の項とし、十八の項を十七の項とし、同表十九の項中「と」という。「」の下に「及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号。以下この項

中「令」という。」を加え、同項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

12 令第一条の養成施設の登録及び令第五条の規定による登録の取消し

13 令第八条の講習会の登録及び令第十七条の規定による登録の取消し等

別表第三生活衛生課の表十九の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加え、同項を同表十八の項とし、同表中二十の項を十九の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>二十 食品表示法 (以下この項中「法」という。) の施行事務(保健医療課の所掌に属するものを除く。)</p>	<p>1 法第六条第一項及び第三項の食品関連事業者に対する指示</p> <p>2 法第六条第五項の規定による食品関連事業者に対する措置命令</p> <p>3 法第七条の規定による公表</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
---	---	------------------------------

別表第三生活衛生課の表二十三の項を削る。

別表第三地域福祉国保課の表に次のように加える。

<p>十一 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)の施行事務</p>	<p>1 法第十条第二項の生活困窮者就労訓練事業の認定</p> <p>2 法第十条第三項の規定による認定生活困窮者就労訓練事業の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
---	---	------------------------------

別表第三子ども・女性政策課の表中「子ども・女性政策課」を「女性の活躍推進課」に改め、同表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を削る。

別表第三子育て支援課の表一の項部長専決事項の欄第五号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同表三の項部長専決事項の欄第二号中「第十条第一項」を「第

七条第一項」に改め、同欄に次の四号を加え、同項を同表四の項とする。

3 法第十七条第一項の認可

4 法第二十条の規定による改善命令

5 法第二十一条第一項の規定による事業停止及び施設閉鎖命令

6 法第二十二条第一項の規定による認可の取消し

別表第三子育て支援課の表二の項の次に次のように加える。

<p>三 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号。以下この項中「法」という。) の施行事務</p>		<p>1 法の施行に関する事務(県が特定事業主となる事務を除く。)</p>
---	--	---------------------------------------

別表第三子育て支援課の表に次のように加える。

<p>五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下この項中「法」という。) の施行事務</p>		<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>六 安心して子どもを生み育てることができることを旨とする岐阜県づくり条例(平成十九年条例第十一号。以下この項中「条例」という。) の施行事務</p>	<p>1 条例第七条第二項の規定によるぎふ少子化対策県民連携会議への諮問</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>

別表第三子ども家庭課の表一の項部長専決事項の欄第七号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

別表第三岐阜地域産業労働室の表中五の項を削り、六の項を五の項とする。
 別表第三国際戦略推進課の表中「国際戦略推進課」を「観光誘客課」に改める。
 別表第三農産園芸課の表に次のように加える。

<p>十二 花きの振興 に関する法律 (平成二十六年 法律第百二号、 以下この項中 「法」といつ。) 及び岐阜県花き の振興に関する 条例(平成二十 六年条例第七十 号、以下この項 中「条例」とい う。)の施行事 務</p>	<p>1 法第四条第一 項の規定による 花き産業及び花 きの文化の振興 に関する計画の 策定及び同条第 三項の規定によ る公表</p>	<p>1 部長専決事項 を除く法及び条 例の施行に関す る事務</p>
---	--	--

別表第三森林整備課の表六の項を削る。
 別表第三砂防課の表四の項部長専決事項の欄第一号中「第六条の」を「第七条の規定による」に改め、同欄第二号中「第八条の」を「第九条の規定による」に改め、同欄第三号中「第二十条の」を「第二十一条の規定による」に改め、同欄第四号中「第二十一条の」を「第二十三条の規定による」に改め、同欄第五号中「第二十五条の」を「第二十六条の規定による」に改め、同欄第六号中「第二十九条の」を「第三十一条の規定による」に改める。
 別表第三都市政策課の表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、同表の次に次のように加える。
 公共交通課

<p>事務の種類 一 自動車運転代 行業の業務の適 正化に関する法 律(平成十三年</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項 1 法の施行に関 する事務</p>
---	----------------	---------------	---

法律第五十七号、
 以下この項中
 「法」といつ。
)の施行事務

別表第三建築指導課の表中十二の項を十三の項とし、九の項から十一の項までを一号ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

<p>九 マンションの 建替え等の円滑 化に関する法律 (平成十四年法 律第七十八号、 以下この項中 「法」といつ。) マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律施 行令(平成十四 年政令第三百六 十七号、以下こ の項中「令」と いう。)及びマ ンションの建替 え等の円滑化に 関する法律施行 規則(平成十四 年省令第百十六 号、以下この項 中「省令」とい う。)の施行事 務</p>	<p>1 法第九十一条一 項のマンション 建替組合の設立 の認可 2 法第四十五条 第一項のマンシ ョン建替事業の施 行の認可 3 法第九十八条 第三項の規定に よるマンション 建替組合に対す る違反是正の措 置の命令 4 法第九十八条 第四項の規定に よるマンション 建替組合の設立 の認可の取消し 5 法第九十八条 第七項の規定に よるマンション 建替組合の議決 選挙、当選又は 解任の投票の取 消し 6 法第九十九条 第一項の規定に よる個人施行者 に対する違反是 正の措置の命令</p>	<p>1 部長専決事項 を除く法、令及 び省令の施行に 関する事務</p>
--	---	--

<p>7 法第九十九条 第二項の規定によるマンション建替事業の施行の認可の取消し</p> <p>8 法第二百二条第二項のマンションの除却の必要性に係る認定</p> <p>9 法第百五条第一項の規定によるマンションの容積率制限の特例の許可</p> <p>10 法第百二十条 第一項のマンション敷地売却組合の設立の認可</p> <p>11 法第百六十一条第三項の規定によるマンション敷地売却組合に対する違反是正の措置の命令</p> <p>12 法第百六十一条第四項の規定によるマンション敷地売却組合の設立の認可の取消し</p> <p>13 法第百六十一条第七項の規定によるマンション敷地売却組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し</p>

別表第三教職員課の表中 「教育長専決事項」 を 「副教育長専決事項」 に改め、同表一の項課長専決事項の欄第一号中「教育長専決事項」を「副教育長専決事項」に改める。

別表第三社会教育文化課の表中 「教育長専決事項」 を 「副教育長専決事項」 に改め、同表二の項課長専決事項の欄第一号中「教育長専決事項」を「副教育長専決事項」に改め、同表三の項課長専決事項の欄第一号中「教育長」を「副教育長」に改める。

別表第四振興局及び振興局に置かれる事務所の部中「振興局及び振興局に置かれる事務所」を「県事務所」に改め、同部一の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同表保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の長専決事項の欄に次の一号を加える。

7 法第四十条の五第四項の再生医療等製品の販売業の許可の更新

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の課長専決事項の欄第二号中「並びに法第四十条第一項及び第二項」を、「法第四十条第一項及び第二項並びに法第四十条の七第一項」に改め、同欄第十七号から第十九号までの規定中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を、「高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同表家畜保健衛生所の部一の項現地機関の長専決事項の欄第一号中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改め、「又は同条第二項の許可」を削り、同欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第二十六条第一項の動物用医薬品特例店舗販売業の許可

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第三自然環境保全課の表二の項、別表第三岐阜地域環境室の表二十三の項（課長専決事項の欄を除く。）及び別表第四振興局及び振興局に置かれる事務所の部一の項の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「事務所長等」を「保健所事務所の所長」に改め、同条第六号中「規定する課長」の下に「室長」を加える。

第七条中「保健所に置かれる事務所の所長」を「保健所事務所の所長」に改める。

第八条中「農林事務所」を「県事務所、農林事務所」に改める。

別表第一の一の項課長専決事項の欄第二号中「千五百七十五円」を「千六百二十円」に改め、同表六の項所長決裁事項の欄第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 岐阜県職員勤務時間に関する規則（昭和三〇年規則第二四号）第四条の勤務時間及び休憩時間の承認（育児、介護等に関する特別な事情がある職員の勤務時間及び休憩時間に関する事務に限る。）

別表第一六の項所長決裁事項の欄第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

9 勤務条件条例施行規則第六十九条の四第二項の規定による早出遅出勤務の請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかの決定

別表第一十九の項中「振興局及び振興局に置かれる事務所」を「県事務所」に改める。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表中「振興局及び振興局に置かれる事務所」を「県事務所」に改め、同表八の項所長決裁事項の欄中第一号を削り、同項課長専決事項の欄中第一号を第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

1 規程第二条の規定による広報事務担当者の指定

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十四の項所長決裁事項の欄中第一号を削り、第二号中「第四条第四項の規定による事業計画の概要の審査、同条第五項を「第四条第五項」に、「事業計画の変更」を「計画の変更」に、「事業の中止」を「工事の中止」に改め、同号を同欄第一号とし、同欄第三号中「第五条第三項の規定による土地開発計画の具体的内容の審査及び同条第四項」を「第五条第四項」に、「土地開発計画の変更」を「計画の変更」に、「土地開発工事」を「工事」に改め、同号を同欄第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

3 規則第七条の規定による開発協議の取消し

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十四の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

7 規則第十八条第二項の規定による地域土地対策連絡会議の意見聴取

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十四の項課長専決事項の欄中「受理」を「受付」に改め、同表十五の項所長決裁事項の欄第三号中「第九条の二の三第一項」及び「同条第二項」の下に（「法第九条の九第五項において準用する場合を含む。」）を加え、同欄第四号中「第九条の六の二第一項」の下に（「法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。」）を、「同条第四項」の下に（「法第九条の九第五項において準用する場合を含む。」）を加え、同欄第五号中「において」を（「法第九条の九第五項において準用する場合を含む。」）に改め、同表二十七の四の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同表二十七の五の項所長決裁事項の欄第一号中「第三条第三項の」を「第三条第四項の規定による」に改め、同欄第二号中「第三条第五項の」を「第三条第六項の規定による」に改め、同欄第三号中「第五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第七条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十二条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第十六条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第十九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第四十四条第五項の」の下に「規定による」を加え、同表二十九の項所長決裁事項の欄第一号中「第九条の三第三項の」を「第九条の三第三項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同欄第二号中「第九条の三第四項」の下に（「同条第九項において読み替えて準

用する場合を含む。」を加え、同欄第三号を削り、同欄第四号中「第九条の第三十項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄中第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第九号中「含む。」の「の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第十号中「含む。」の「の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同欄第十四号中「第十五条の二の七の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十三号とし、同欄第十五号中「第十五条の三の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十四号とし、同欄第十六号中「第十九条の三の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十五号とし、同表三十一の項所長決裁事項の欄第七号中「第四条第一項」の下に「(条例第六条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第八号中「第五条第一項」の下に「(条例第六条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同表三十一の四の項課長専決事項の欄第一号中「条例」の下に「及び規則」を加え、同表三十三の項所長決裁事項の欄第六号及び課長専決事項の欄第七号中「飛騨振興局長及び中濃振興局中濃事務所長」を「中濃事務所及び飛騨県事務所」に改め、同表三十五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」)に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整」を「鳥獣の管理のうち第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」に改め、同項課長専決事項の欄中「受理」を「受付」に改め、同表三十九の項中「東濃振興局、中濃振興局中濃事務所及び東濃振興局恵那事務所」を「中濃事務所、東濃事務所及び恵那事務所」に改め、同表四十五の項及び四十六の項において同じ」を削り、同項所長決裁事項の欄第十号中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に改め、同表四十の項中「施行事務」の下に「(中濃事務所、東濃事務所及び恵那事務所を除く。)」を加え、同表四十四の項所長決裁事項の欄第五号中「同条第六号の三」を「同条第六号の二」に改め、同表四十五の項及び四十六の項中「施行事務」の下に「(中濃事務所、東濃事務所及び恵那事務所を除く。)」を加え、同表五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二 生活困窮者 自立支援法(平成二五 年法律第一〇五号)及	1 第五条第一項の規 定による生活困窮者住 居確保給付金の支給又	1 所長決裁事項を除く法 及び施行規則の施行に關 する事務
---	--	-------------------------------------

び生活困窮者自立支援
法施行規則(平成二七
年厚生労働省令第一六
号)の施行事務(中濃
県事務所、東濃事務
所及び恵那事務所を
除く。)

2 法第六条第一項第一
号から第三号までに掲
げる生活困窮者就労準
備支援事業、生活困窮
者一時生活支援事業及
び生活困窮者家計相談
支援事業並びに法第十
条第一項の生活困窮者
就労訓練事業に係る生
活困窮者に対する支援
の決定の通知

3 法第十二条の規定に
より不正の手段で生活
困窮者住居確保給付金
の支給を受けた者から
徴収する金額の決定及
びその徴収

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表五十八の項所長決裁事項の欄第三号中「第三十三条の七の」を「第三十三条の七第一項の規定による」に改め、同欄第四号中「第三十三条の九の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十三条の十二の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十三条の十三第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十三条の十四」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第三十三条の十七の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第三十三条の十七の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第三十四条の四の」を「第三十四条の四第一項の規定による」に改め、同欄第十号中「第三十四条の四の」を「第三十四条の六の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第四十二条の」を「第四十二条第一項の規定による」に改め、同表五十九の項所長決裁事項の欄第三号中「第二十二條の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「法第二十三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二十三条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第三十七条」を「第三十七条第二項」に改め、同欄第九号中「第三十八条の」を「第三十八条第一項の規定による」に改め、同表中六十の項を削り、六十一の項を六十

の項とし、六十二の項を六十一の項とする。

別表第二「保健所及び保健所に置かれる事務所」の表一の項所長決裁事項の欄第二十一号中「第五十八条の三から第五十八条の六」を「第五十八条の四から第五十八条の七」に改め、同項課長専決事項の欄第八号中「第五十八条の六」を「第五十八条の七」に改める。

別表第二「保健所及び保健所に置かれる事務所」の表二十六の二の項を次のように改める。

二十六の二 食品表示法 (平成二五年法律第七〇号)の施行事務	1 法第六条第八項の規定による命令	1 法第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の求め又は所属職員による立入検査、質問若しくは収去 2 法第八条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の求め又は所属職員による立入検査及び質問
-----------------------------------	-------------------	---

別表第二「保健所及び保健所に置かれる事務所」の表二十八の項所長決裁事項の欄第一号中「又は第二項」を削り、「命令」を「同条第二項の規定による命令」に改め、同欄第二号中「第二十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第三十二条第三項において準用する場合を含む。」の職員」を「の規定による所属職員」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「第十八条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、「受理」を「受付」に改め、同表四十の項所長決裁事項の欄第三号中「第九条の二の三第一項」及び「同条第二項」の下に「法第九条の九第五項において準用する場合を含む。」を加え、同欄第四号中「第九条の六の二第一項」の下に「法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。」を、「同条第四項」の下に「法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同欄第五号中「において」を「法第九条の九第五項において準用する場合を含む。」において読み替えて」に改め、同表に次のように加える。

四十四 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成二六年条例第五六号)の施行事務		1 条例第十六条の規定による報告徴収又は所属職員による立入検査、質問若しくは収去
---	--	--

別表第二「保健所及び保健所に置かれる事務所」の表十二の二の項を次のように改める。

十二の二 食品表示法の施行事務	1 一の表二十六の二の項課長専決事項の欄第一号及び第二号に掲げる事項
-----------------	------------------------------------

別表第二「保健所及び保健所に置かれる事務所」の表十九の項第一号中「四十一の項」を「四十の項」に改め、同表二十の項第一号中「四十二の項」を「四十一の項」に改め、同表に次のように加える。

二十一 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の施行事務	1 一の表四十四の項課長専決事項の欄第一号に掲げる事項
----------------------------	-----------------------------

別表第二「岐阜地域福祉事務所の表一の項所長決裁事項の欄第十号中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に改め、同表六の項所長決裁事項の欄第五号中「第六号の三」を「第六号の二」に改め、同表に次のように加える。

二十 生活困窮者自立支援法及び生活困窮者自立支援法施行規則の施行事務	1 法第五条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給又は不支給の決定 2 法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業並びに法第十条第一項の生活困窮者就労訓練事業に係る生活困窮者に対する支援の決定の通知 3 法第十二条の規定により不正の手段で生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者から徴収する金額の決定及びその徴収	1 所長決裁事項を除く法及び施行規則の施行に関する事務
------------------------------------	---	-----------------------------

別表第二農林事務所の表十三の項所長決裁事項の欄第三号中「第九条の二の三第一項」及び「同条第二項」の下に「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第四号中「第九条の六の二第一項」の下に「(法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。)」を、「同条第四項」の下に「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第五号中「において」を「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」に改め、同表二十の項を次のように改める。

二十 削除

別表第二農林事務所の表二十六の項所長決裁事項の欄中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

6 規則第五十二条第二項の規定による保安管理業務委託契約の承認の申請

別表第二土木事務所の表二十二の項所長決裁事項の欄第一号中「第四条第一項の」及び「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二十八条第二項」を「第三十条第二項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同欄第三号中「第二十八条第二項において」を「第三十条第二項において読み替えて」に改め、「含む」の「の下に」規定による」を加え、同欄第四号中「第二十六条第一項の」を「第二十八条第一項の規定による」に改め、「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同表二十五の項所長決裁事項の欄第三号中「第九条の二の三第一項」の下に「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項の」を「同条第二項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」の規定による」に改め、同欄第四号中「第九条の六の二第一項」の下に「(法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。)」を、「同条第四項」の下に「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第五号中「第九条の七の五第一項で」を「第九条の七の五第一項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」において読み替えて」に改め、「第三百七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同表中三十の項を削り、三十の二の項を三十の項とする。

別表第二建築事務所の表十の項所長決裁事項の欄第三号中「第九条の二の三第一項」の下に「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項の」を「同条第二項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」の規定による」に改め、同欄第四号中「第九条の六の二第一項」の下に「(法第九条の九第五項におい

て読み替えて準用する場合を含む。)」を、「同条第四項」の下に「(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第五号中「第九条の七の五第一項で」を「第九条の七の五第一項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)」において読み替えて」に改め、「第三百七条第一項の」の下に「規定による」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十五の項の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社